

第 182回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第182回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時12分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時30分開会

○高橋委員長 全員おそろいですので、今年になって2回目ですが、通算では182回目の審査委員会を開催いたします。

御多用のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。現在8名、全員出席でございます。定足数に問題はありません。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 では、資料を確認させていただきます。

本日の審議予定は11件でございます。審議順に令和5年審第39号、資料1、資料1-1、続きまして、審第35号、資料2、2-1、審第33号、資料3、3-1、審第34号、資料4、4-1、審第24号、資料5、資料5-1、審第25号、資料6、6-1、資料7は欠番となります。審第27号、資料8、8-1、審第30号、資料9、9-1、審第32号、資料10、10-1、審第36号案件が資料11、11-1、最後、審第38号、資料12、12-1となります。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 多数の案件がございますが、実質は9件ということでございます。

それでは、審議に入りますが、資料1ですが、これは御説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第39号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

それでは令和5年審第33号、資料3になります。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第33号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 では、次、令和5年審第34号、資料4でございますが、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第34号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

署名・捺印をお願いいたします。

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 次が審第24号、資料5でございます。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第24号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 今日は案件が多いので、休憩を取らずに続けてをお願いいたします。

審第25号、資料6、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第25号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 続けてをお願いいたします。

資料8になります。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第27号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 もう少しできるだけいきたいと思います。

では、次が審第30号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第30号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 いただいている時間は4時までで、これ次の案件はちょっと議論があるかもしれませんが、時間が足りなければ継続審議ということで。

それでは、審第32号、資料10、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第32号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○事務局 今後の予定について御案内します。

3月の審査委員会は3月8日金曜日、午後1時30分からを予定しております。御審議いただく案件は、本日の繰越し分が本件を入れて3件、それから、新たに御審議いただく予定が4件、合わせて7件を予定しております。

資料につきましては、また準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、時間を超過いたしまして申し訳ありません。

午後4時12分閉会